

# 企業立地促進法に基づく国税措置及び地方税措置の延長

提出先 経済産業省

## 政策提言の要旨

高知県は、大都市圏から遠隔地にあることや、山林が多く平野部が少ないなどの地理的、地形的なハンディキャップがあるものの、産業集積と地域の活性化を目指し、平成21年度に産業振興計画を策定し、その柱の一つである産業基盤の強化に向け、設備投資への支援制度の拡充や工業団地などの基盤整備を進めております。

こうした取組を進めるうえで、「企業立地促進法」に基づく国税措置及び地方税の課税免除は、企業が行う設備投資の負担を軽減することから、小規模な事業者の多い本県では、そうした事業者の設備投資を後押しし、地域の事業活動の継続と雇用の場の確保に繋がっています。

併せて、新たな工業団地の整備を進めている本県では、新規立地へのインセンティブにもなっています。

そのため、これらの制度は今後も当地域の企業立地促進のためには必要な措置であり、その期間の延長が必要です。

## 【政策提言の具体的内容】

- ・特別償却制度について、本県では平成19年の企業立地促進法の施行以降9件の企業が活用しており、設備投資のインセンティブになったという企業からの声があります。
- ・地方税について、本県ではこれまでに不動産取得税と固定資産税を併せておよそ2億7千万円の課税免除を実施しております。これは、減収補てん制度があることから実施ができており、全ての自治体の財政力指数が低い本県では、課税免除の継続が困難であり、企業への支援を継続するためには、本税制措置の継続が必要です。

## 【政策提言の理由】

本県では、産業集積及び地域経済の活性化をより促進するために、本税制措置による支援に加え、本県独自の補助制度など支援策の充実を図っており、企業の設備投資への支援を継続することが必要です。

【高知県担当課室】 商工労働部 企業立地課